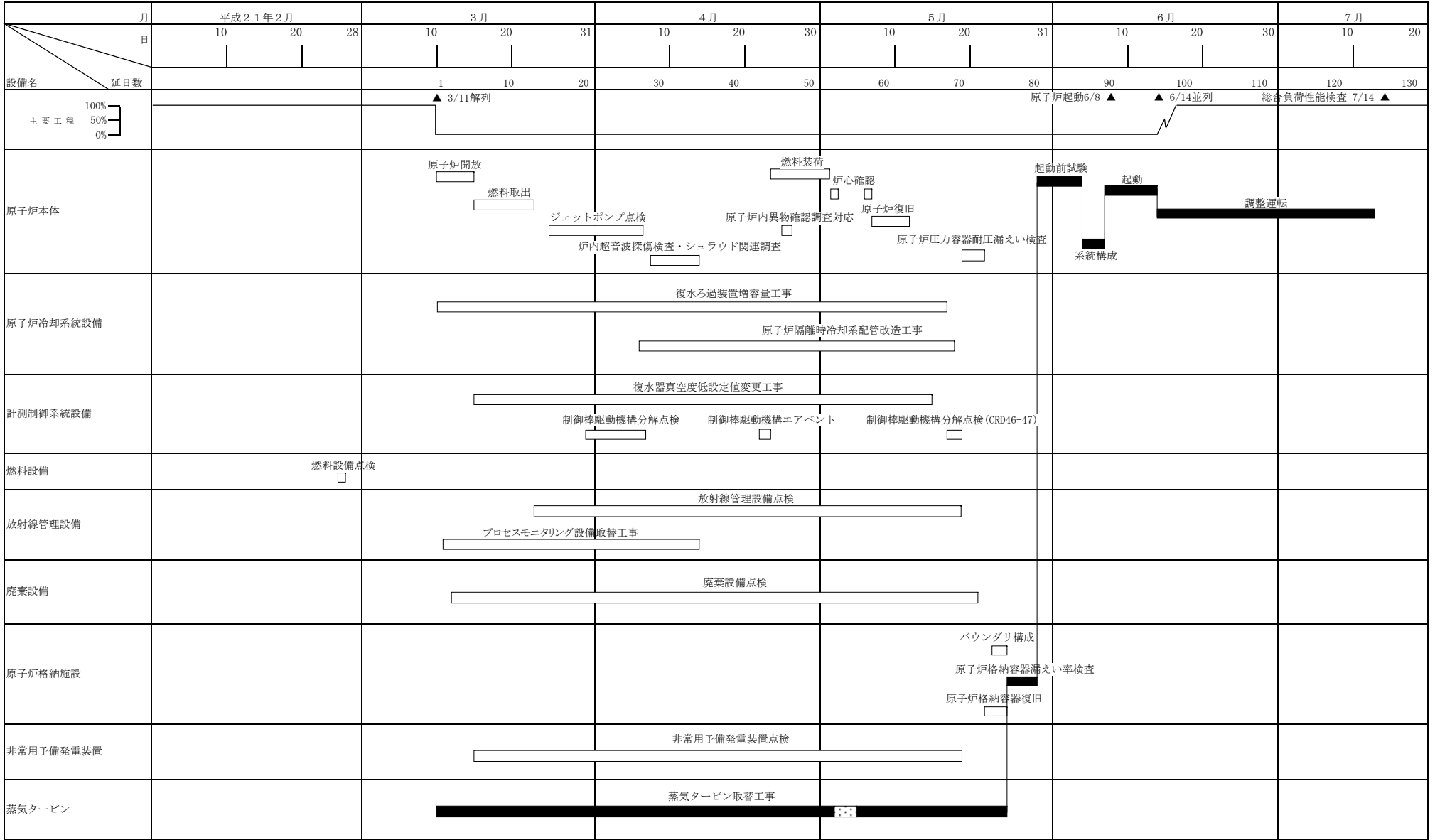


福島第一原子力発電所6号機平成20年度定期事業者検査工程表



## 福島第一原子力発電所 6 号機の定期事業者検査の概要

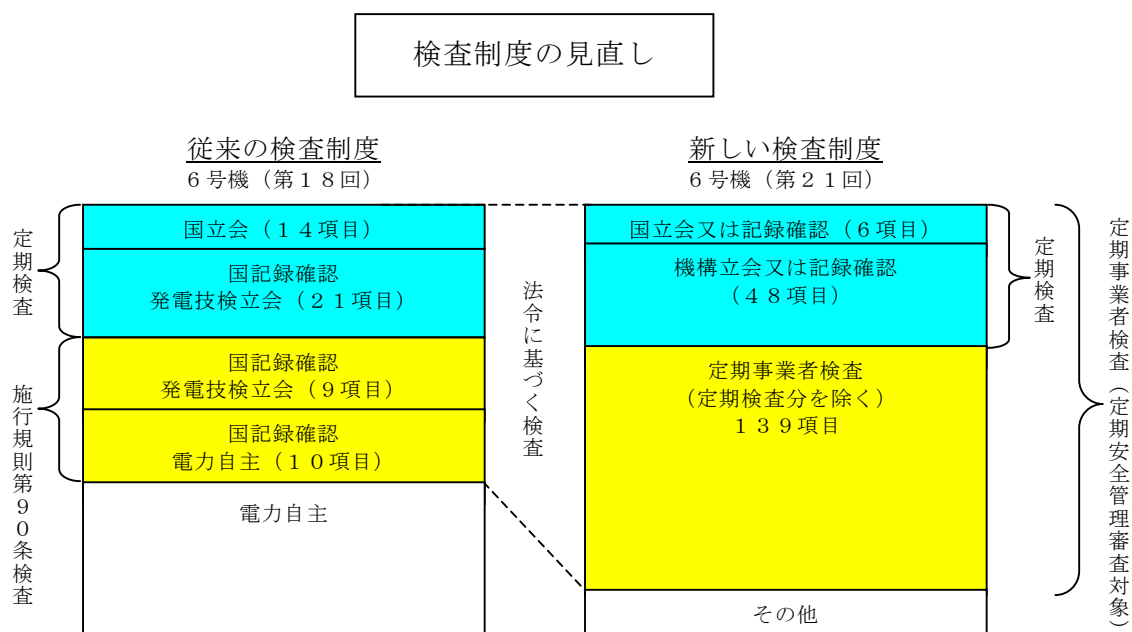
平成 15 年 10 月の電気事業法施行規則の施行に伴い、従来、事業者が自主点検として実施していた検査を「定期事業者検査」（電気事業法第 55 条）として法令で位置づけるとともに、定期的に技術基準への適合性を確認し、その検査の結果を記録・保存することが義務づけられました。

また、従来、国が主体的に実施していた定期検査については、原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構（法令に基づき新たに設置された検査組織、以下「機構」）が、事業者が実施する定期事業者検査について、実施プロセスの適切性及びその結果が技術基準に適合していることを「定期検査」（同法第 54 条）として立会又は記録確認により確認することとなりました。

さらに、機構は、定期事業者検査の実施に係わる体制について、「定期安全管理審査」（同法第 55 条）により審査を行うこととなりました。

以下に 6 号機の従来の検査制度（第 18 回定期検査）と新しい検査制度\*（第 21 回定期検査）における、検査項目数（要領書数）の比較を示します。

\*平成 15 年 10 月の政省令改正に伴う検査制度



また、次項の「福島第一原子力発電所 6 号機第 21 回定期事業者検査一覧表」に実施する定期事業者検査項目を示します。

## 福島第一原子力発電所第6号機 第21回定期事業者検査項目

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F6-21-1-R1	クラス1 機器供用期間中検査 (R 1)	B
1F6-21-1-R2	クラス1 機器供用期間中検査 (R 2)	B
1F6-21-2-燃1	燃料集合体外観検査 (燃1)	B
1F6-21-3-燃1	燃料集合体炉内配置検査 (燃1)	B
1F6-21-4-燃1	原子炉停止余裕検査 (燃1)	B
1F6-21-5-R1	クラス2 機器供用期間中検査 (R 1)	B
欠番	主蒸気安全弁機能検査<対象設備なし>	—
欠番	主蒸気安全弁分解検査<対象設備なし>	—
1F6-21-8-R1	主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査 (R 1)	B
1F6-21-9-M1	主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査 (M1)	B
1F6-21-10-R1	主蒸気逃がし安全弁分解検査 (R 1)	B
1F6-21-11-運1	主蒸気隔離弁機能検査 (運1)	B
1F6-21-12-R1	主蒸気隔離弁漏えい率検査 (R 1)	B
1F6-21-13-運1	非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系 (冷却系) 機能検査 (運1)	A
欠番	非常用復水器系機能検査 (運1) <対象設備なし>	—
1F6-21-15-運1	原子炉隔離時冷却系機能検査 (運1)	B
欠番	原子炉隔離時冷却系機能検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
欠番	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
欠番	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
欠番	高圧注水系機能検査 (運1) <対象設備なし>	—
欠番	高圧注水系ポンプ分解検査<対象設備なし>	—
欠番	高圧注水系主要弁分解検査<対象設備なし>	—
1F6-21-22-R1	残留熱除去系ポンプ分解検査 (R 1)	B
1F6-21-23-R1	残留熱除去系主要弁分解検査 (R 1)	B
欠番	高圧炉心注水系ポンプ分解検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
欠番	高圧炉心注水系主要弁分解検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
欠番	炉心スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	—
欠番	炉心スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	—
1F6-21-28-R1	低圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	B
1F6-21-29-R1	低圧炉心スプレイ系主要弁分解検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	B
1F6-21-30-R1	高圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	B
1F6-21-31-R1	高圧炉心スプレイ系主要弁分解検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	B
1F6-21-32-運1	自動減圧系機能検査 (運1)	A
1F6-21-33-燃1	制御棒駆動水圧系機能検査 (燃1)	A
1F6-21-34-R1	制御棒駆動機構分解検査 (R 1)	B
欠番	制御棒駆動機構分解検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
1F6-21-36-R1	制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査 (R 1)	B
1F6-21-37-運1	ほう酸水注入系機能検査 (運1)	B
1F6-21-38-M1	安全保護系設定値確認検査 (M1)	B
1F6-21-38-M2	安全保護系設定値確認検査 (M2)	B
1F6-21-39-運1	原子炉保護系インターロック機能検査 (運1)	B
1F6-21-39-運2	原子炉保護系インターロック機能検査 (運2)	B
1F6-21-39-運3	原子炉保護系インターロック機能検査 (運3)	B
1F6-21-39-運4	原子炉保護系インターロック機能検査 (運4)	B
1F6-21-39-運5	原子炉保護系インターロック機能検査 (運5)	B
欠番	原子炉保護系インターロック機能検査 (運6) <対象設備なし>	—
1F6-21-39-運7	原子炉保護系インターロック機能検査 (運7)	B
1F6-21-39-運8	原子炉保護系インターロック機能検査 (運8)	B
欠番	原子炉保護系インターロック機能検査 (運9) <対象設備なし>	—
1F6-21-39-運10	原子炉保護系インターロック機能検査 (運10)	B

要領書番号	検査名	検査立会区分
欠番	原子炉保護系インターロック機能検査（運1）＜対象設備なし＞	－
1F6-21-40-E1	燃料取扱装置機能検査（E1）	B
1F6-21-41-M1	プロセスモニタ機能検査（M1）	B
1F6-21-42-運1	非常用ガス処理系機能検査（運1）	B
1F6-21-43-化1	非常用ガス処理系フィルタ性能検査（化1）	B
欠番	中央制御室非常用循環系機能検査（運1）＜対象設備なし＞	－
欠番	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査＜対象設備なし＞	－
1F6-21-46-運1	気体廃棄物処理系機能検査（運1）	B
1F6-21-47-運1	原子炉格納容器漏えい率検査（運1）	A
1F6-21-48-運1	原子炉格納容器隔離弁機能検査（運1）	B
1F6-21-49-R1	原子炉格納容器隔離弁分解検査（R1）	B
1F6-21-50-R1	原子炉格納容器真空破壊弁機能検査（R1）	B
1F6-21-51-運1	原子炉格納容器スプレイ系機能検査（運1）	B
欠番	原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査＜対象設備なし＞	－
欠番	原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査＜対象設備なし＞	－
1F6-21-54-運1	可燃性ガス濃度制御系機能検査（その1）（運1）	B
1F6-21-55-R1	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	B
1F6-21-56-運1	原子炉建屋気密性能検査（運1）	B
1F6-21-57-R1	非常用ディーゼル発電機分解検査（R1）	B
1F6-21-57-R2	非常用ディーゼル発電機分解検査（R2）	B
1F6-21-58-R1	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機分解検査（R1）	B
1F6-21-59-運1	非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査（運1）	B
1F6-21-60-運1	直流電源系機能検査（運1）	B
1F6-21-61-運1	総合負荷性能検査（運1）	A
1F6-21-62-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査（R1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
欠番	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査（ABWR）＜対象設備なし＞	－
1F6-21-64-R1	主蒸気隔離弁分解検査（R1）	C
1F6-21-65-M1	タービンバイパス弁機能検査（M1）	C
欠番	非常用復水器系主要弁分解検査＜対象設備なし＞	－
1F6-21-67-T1	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査（T1）	C※
1F6-21-68-R1	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査（R1）	C
1F6-21-69-R1	残留熱除去系熱交換器開放検査（R1）	C
1F6-21-70-E1	給水ポンプ機能検査（E1）	C
1F6-21-71-T1	給水ポンプ分解検査（T1）	C
1F6-21-72-T1	制御用空気圧縮系機能検査（T1）	C
欠番	野外モニタ機能検査＜対象設備なし＞	－
1F6-21-74-環1	液体廃棄物処理系機能検査（環1）	C
1F6-21-75-環1	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査（環1）	C
1F6-21-75-環2	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査（環2）	C※
欠番	固体廃棄物処理系焼却炉機能検査＜対象設備なし＞	－
1F6-21-77-境1	固体廃棄物貯蔵庫管理状況検査（境1）	C
1F6-21-78-環1	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査（環1）	C
1F6-21-79-R1	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後）（R1）	C
1F6-21-80-T1	給水加熱器開放検査（T1）	C
1F6-21-81-M1	安全保護系検出器要素性能（校正）検査（M1）	C※
1F6-21-81-M2	安全保護系検出器要素性能（校正）検査（M2）	C
1F6-21-81-M3	安全保護系検出器要素性能（校正）検査（M3）	C
1F6-21-82-燃1	制御棒駆動機構機能検査（燃1）	C※
1F6-21-83-M1	主要制御系機能検査（M1）	C
1F6-21-84-E1	監視機能健全性確認検査（E1）＜今回の定期事業者検査では実施しない＞	C
1F6-21-84-E2	監視機能健全性確認検査（E2）	C※
1F6-21-84-M1	監視機能健全性確認検査（M1）	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F6-21-84-M2	監視機能健全性確認検査 (M2)	C
1F6-21-84-M3	監視機能健全性確認検査 (M3)	C
1F6-21-84-M4	監視機能健全性確認検査 (M4)	C
1F6-21-84-M5	監視機能健全性確認検査 (M5)	C
1F6-21-84-M6	監視機能健全性確認検査 (M6)	C
1F6-21-84-M7	監視機能健全性確認検査 (M7)	C
1F6-21-84-環1	監視機能健全性確認検査 (環1)	C
1F6-21-84-環2	監視機能健全性確認検査 (環2)	C
1F6-21-85-R1	原子炉建屋天井クレーン機能検査 (R1)	C
1F6-21-85-R2	原子炉建屋天井クレーン機能検査 (R2)	C
1F6-21-86-R1	換気空調系機能検査 (R1)	C
1F6-21-86-T1	換気空調系機能検査 (T1)	C
1F6-21-87-R1	クラスMC容器供用期間中検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-88-P1	炉内構造物検査 (P1)	C※
1F6-21-89-R1	原子炉圧力容器検査 (R1)	C
1F6-21-90-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ検査 (R1)	C
1F6-21-91-R1	原子炉冷却材再循環系設備検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-92-R1	原子炉冷却材浄化系ポンプ検査 (R1)	C
1F6-21-93-R1	原子炉冷却材浄化系容器検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-94-R1	原子炉冷却材浄化系設備検査 (R1)	C
1F6-21-95-R1	原子炉補機冷却系ポンプ検査 (R1)	C
1F6-21-95-T1	原子炉補機冷却系ポンプ検査 (T1)	C
1F6-21-96-R1	原子炉補機冷却系容器検査 (R1)	C
1F6-21-96-R2	原子炉補機冷却系容器検査 (R2)	C
1F6-21-96-T1	原子炉補機冷却系容器検査 (T1)	C
1F6-21-97-R1	原子炉補機冷却系設備検査 (R1)	C
1F6-21-97-R2	原子炉補機冷却系設備検査 (R2)	C
1F6-21-97-T1	原子炉補機冷却系設備検査 (T1)	C
欠番	非常用復水器系容器検査<対象設備なし>	—
欠番	非常用復水器系設備検査<対象設備なし>	—
1F6-21-100-R1	原子炉隔離時冷却系設備検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-100-T1	原子炉隔離時冷却系設備検査 (T1)	C
1F6-21-100-M1	原子炉隔離時冷却系設備検査 (M1)	C
欠番	原子炉隔離時冷却系設備検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
欠番	高圧注水系設備検査<対象設備なし>	—
1F6-21-103-R1	残留熱除去系設備検査 (R1)	C
欠番	残留熱除去系設備検査 (R2) <対象設備なし>	—
欠番	残留熱除去系設備検査 (R3) <対象設備なし>	—
欠番	高圧炉心注水系設備検査 (ABWR) <対象設備なし>	—
欠番	炉心スプレイ系設備検査<対象設備なし>	—
1F6-21-106-R1	低圧炉心スプレイ系設備検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-107-R1	高圧炉心スプレイ系設備検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-108-T1	タービンバイパス弁検査 (T1)	C
1F6-21-109-T1	給・復水系ポンプ検査 (T1)	C
1F6-21-110-T1	給・復水系容器検査 (T1)	C※
1F6-21-111-T1	給・復水系設備検査 (T1)	C
1F6-21-111-M1	給・復水系設備検査 (M1)	C
1F6-21-112-T1	原子炉冷却系統設備検査 (T1)	C
1F6-21-112-T2	原子炉冷却系統設備検査 (T2)	C
1F6-21-113-R1	制御棒駆動水圧系ポンプ検査 (R1)	C
1F6-21-114-R1	制御棒駆動水圧系容器検査 (R1)	C
1F6-21-115-R1	制御棒駆動水圧系設備検査 (R1)	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F6-21-115-R2	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 2)	C
1F6-21-115-R3	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 3)	C
1F6-21-115-R4	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 4)	C
1F6-21-115-R5	制御棒駆動水圧系設備検査 (R 5)	C
1F6-21-116-R1	ほう酸水注入系ポンプ検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-117-R1	ほう酸水注入系設備検査 (R 1)	C
1F6-21-118-M1	核計測装置機能検査 (M 1)	C
1F6-21-119-E1	遠隔停止系機能検査 (E 1)	C
1F6-21-120-M1	選択制御棒挿入機能検査 (M 1)	C
1F6-21-121-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-121-E1	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査 (E 1)	C
1F6-21-122-E1	燃料取扱装置検査 (E 1)	C
1F6-21-123-R1	燃料プール冷却浄化系ポンプ検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-124-R1	燃料プール冷却浄化系容器検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-125-R1	燃料プール冷却浄化系設備検査 (R 1)	C
1F6-21-126-R1	非常用ガス処理系ファン検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-127-R1	非常用ガス処理系設備検査 (R 1)	C
1F6-21-127-E1	非常用ガス処理系設備検査 (E 1)	C
欠番	中央制御室非常用循環系ファン検査<対象設備なし>	—
欠番	中央制御室非常用循環系設備検査<対象設備なし>	—
1F6-21-130-環1	気体廃棄物処理系ポンプ検査 (環 1)	C
1F6-21-131-T1	気体廃棄物処理系容器検査 (T 1)	C
1F6-21-131-環1	気体廃棄物処理系容器検査 (環 1)	C
1F6-21-132-T1	気体廃棄物処理系設備検査 (T 1)	C
1F6-21-132-環1	気体廃棄物処理系設備検査 (環 1)	C
1F6-21-133-R1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-133-T1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-133-環1	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環 1)	C
1F6-21-133-環2	液体廃棄物処理系ポンプ検査 (環 2)	C
1F6-21-134-環1	液体廃棄物処理系容器検査 (環 1)	C
1F6-21-134-環2	液体廃棄物処理系容器検査 (環 2)	C
1F6-21-135-R1	液体廃棄物処理系設備検査 (R 1)	C
1F6-21-135-T1	液体廃棄物処理系設備検査 (T 1)	C
1F6-21-135-環1	液体廃棄物処理系設備検査 (環 1)	C
1F6-21-135-環2	液体廃棄物処理系設備検査 (環 2)	C
1F6-21-135-環3	液体廃棄物処理系設備検査 (環 3)	C
1F6-21-135-環4	液体廃棄物処理系設備検査 (環 4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-135-環5	液体廃棄物処理系設備検査 (環 5)	C
1F6-21-135-環6	液体廃棄物処理系設備検査 (環 6)	C
1F6-21-136-環1	固体廃棄物処理系ポンプ検査 (環 1)	C
1F6-21-137-環1	固体廃棄物処理系設備検査 (環 1)	C
1F6-21-138-環1	固体廃棄物処理系容器検査 (環 1)	C
1F6-21-138-環1追1	固体廃棄物処理系容器検査 (環 1 追 1)	C
欠番	原子炉格納容器スプレイ系容器検査<対象設備なし>	—
欠番	原子炉格納容器スプレイ系設備検査<対象設備なし>	—
1F6-21-141-R1	可燃性ガス濃度制御系プロロウ検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-142-R1	可燃性ガス濃度制御系設備検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-143-R1	真空破壊弁検査 (R 1)	C
1F6-21-144-R1	非常用予備電源装置検査 (R 1)	C
1F6-21-144-R2	非常用予備電源装置検査 (R 2)	C
1F6-21-144-R3	非常用予備電源装置検査 (R 3)	C※
1F6-21-144-R4	非常用予備電源装置検査 (R 4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F6-21-144-E1	非常用予備電源装置検査 (E 1)	C
1F6-21-144-E2	非常用予備電源装置検査 (E 2)	C
1F6-21-144-M1	非常用予備電源装置検査 (M 1)	C
1F6-21-145-E1	無停電電源装置設備検査 (E 1)	C
1F6-21-145-E2	無停電電源装置設備検査 (E 2)	C
1F6-21-146-T1	蒸気タービン開放検査 (T 1)	B
1F6-21-146-T2	蒸気タービン開放検査 (T 2)	B
1F6-21-146-T3	蒸気タービン開放検査 (T 3)	B
1F6-21-147-運1	蒸気タービン性能検査 (運 1)	A
1F6-21-147-T1	蒸気タービン性能検査 (T 1)	B
1F6-21-147-T2	蒸気タービン性能検査 (T 2)	B
1F6-21-148-T1	蒸気タービン設備検査 (T 1)	C
1F6-21-148-M1	蒸気タービン設備検査 (M 1)	C
1F6-21-148-M2	蒸気タービン設備検査 (M 2)	C
1F6-21-148-M3	蒸気タービン設備検査 (M 3)	C
1F6-21-148-E1	蒸気タービン設備検査 (E 1)	C
1F6-21-149-T1	補助ボイラー開放検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-149-T2	補助ボイラー開放検査 (T 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-150-T1	補助ボイラー試運転検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-150-T2	補助ボイラー試運転検査 (T 2)	C
1F6-21-151-T1	補助ボイラー設備検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-151-T2	補助ボイラー設備検査 (T 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-151-M1	補助ボイラー設備検査 (M 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-151-M2	補助ボイラー設備検査 (M 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-152-環1	安全弁検査 (環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-152-R1	安全弁検査 (R 1)	C
1F6-21-152-T1	安全弁検査 (T 1)	C
1F6-21-153-環1	逆止弁検査 (環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-153-R1	逆止弁検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
欠番	逆止弁検査 (T 1) <対象設備なし>	—
1F6-21-154-R1	主要弁検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-154-R2	主要弁検査 (R 2)	C
1F6-21-154-R3	主要弁検査 (R 3)	C
1F6-21-154-R4	主要弁検査 (R 4)	C
1F6-21-154-R5	主要弁検査 (R 5)	C
1F6-21-154-T1	主要弁検査 (T 1)	C※
1F6-21-154-M1	主要弁検査 (M 1)	C
1F6-21-154-M2	主要弁検査 (M 2)	C
1F6-21-154-M3	主要弁検査 (M 3)	C
1F6-21-154-環1	主要弁検査 (環 1)	C
1F6-21-154-環2	主要弁検査 (環 2)	C
1F6-21-155-R1	クラス 3 機器供用期間中検査 (R 1)	C※
1F6-21-156-E1	電動機検査 (E 1)	C
1F6-21-156-E2	電動機検査 (E 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E3	電動機検査 (E 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E4	電動機検査 (E 4)	C
1F6-21-156-E5	電動機検査 (E 5)	C
1F6-21-156-E6	電動機検査 (E 6) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E7	電動機検査 (E 7) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E8	電動機検査 (E 8)	C
1F6-21-156-E9	電動機検査 (E 9) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E10	電動機検査 (E 1 0) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C



要領書番号	検査名	検査立会区分
1F6-21-156-E11	電動機検査 (E 1 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E12	電動機検査 (E 1 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E13	電動機検査 (E 1 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E14	電動機検査 (E 1 4)	C
1F6-21-156-E15	電動機検査 (E 1 5)	C
1F6-21-156-E16	電動機検査 (E 1 6)	C
1F6-21-156-E17	電動機検査 (E 1 7)	C
1F6-21-156-E18	電動機検査 (E 1 8)	C
1F6-21-156-E19	電動機検査 (E 1 9)	C
1F6-21-156-E20	電動機検査 (E 2 0) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E21	電動機検査 (E 2 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E22	電動機検査 (E 2 2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-E23	電動機検査 (E 2 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-156-環1	電動機検査 (環 1)	C
1F6-21-156-環2	電動機検査 (環 2)	C
1F6-21-156-環3	電動機検査 (環 3) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-157-R1	耐震健全性検査 (R 1)	C
1F6-21-157-T1	耐震健全性検査 (T 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-157-E1	耐震健全性検査 (E 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-157-M1	耐震健全性検査 (M 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-157-環1	耐震健全性検査 (環 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-158-R1	レストレイント検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-160-燃1	乾式貯蔵容器供用期間中検査 (燃 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
欠番	排気筒検査<対象設備なし>	—
欠番	廃棄物運搬容器検査<対象設備なし>	—
1F6-21-163-燃1	制御棒価値ミニマイザ機能検査 (燃 1)	C
1F6-21-164-環1	換気空調系設備検査 (環 1)	C
1F6-21-165-燃1	制御棒外観検査 (燃 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-200-R1	配管肉厚測定検査 (R 1)	C※
1F6-21-200-T1	配管肉厚測定検査 (T 1)	C
1F6-21-201-R1	サプレッションチェンバ吸込ストレーナ検査 (R 1)	C
1F6-21-202-R1	原子炉格納容器肉厚測定検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F6-21-203-R1	主要配管検査 (R 1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C

A : 定期事業者検査のうち、経済産業省立会又は記録確認検査項目

B : 定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目

C : 上記以外の定期事業者検査項目

■ : 対象設備なし又は今回の定期事業者検査では実施しない検査

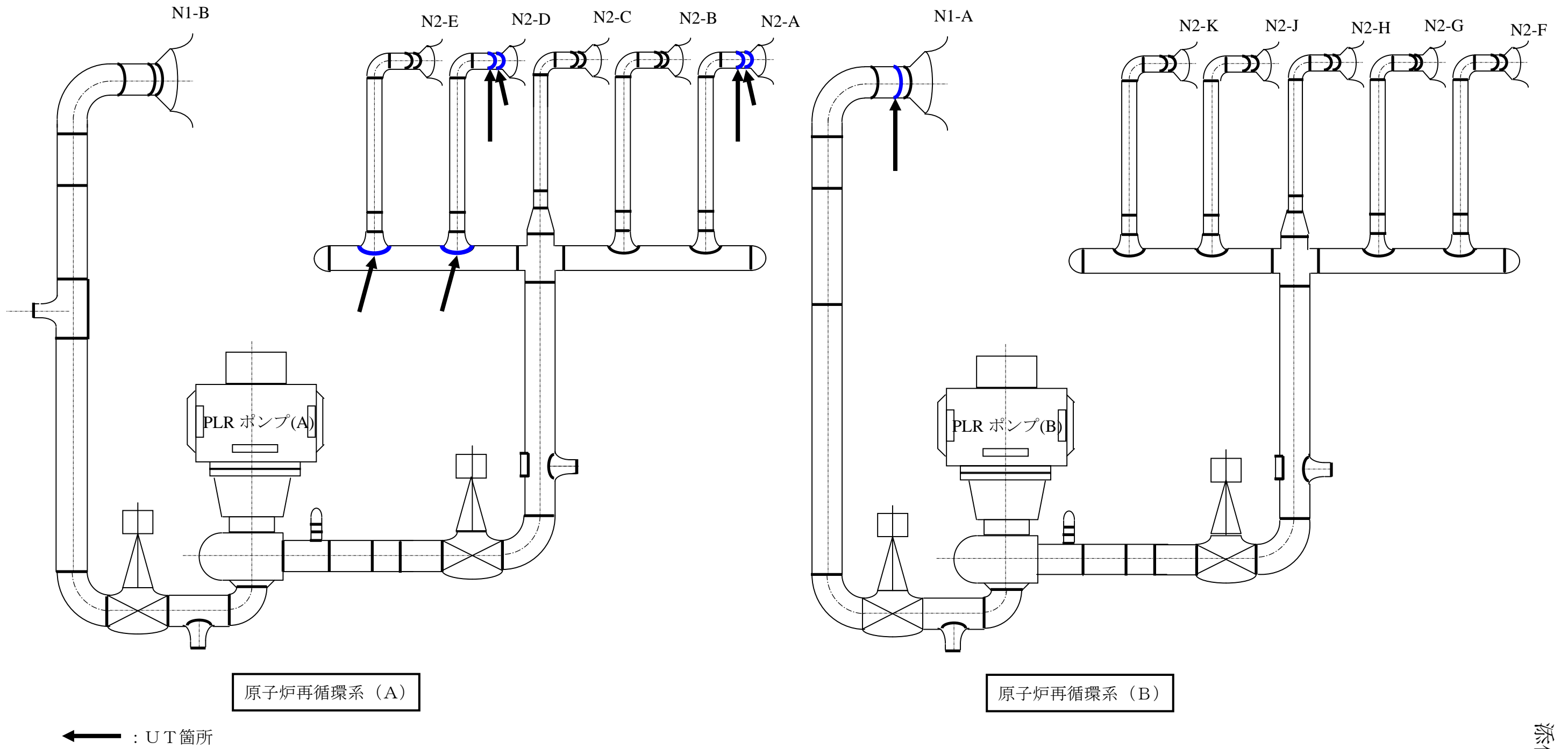
■ : 5/25の時点において起動前に実施する定期事業者検査で一部もしくは全部が未実施の検査

■ : 起動後に実施する定期事業者検査

※: 定期安全管理審査を受審した検査

定期事業者検査のうち、経済産業省立会又は記録確認検査項目	6件
定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目	48件
上記以外の定期事業者検査項目	139件
合 計	193件





福島第一6号機第21回 原子炉再循環系配管点検箇所

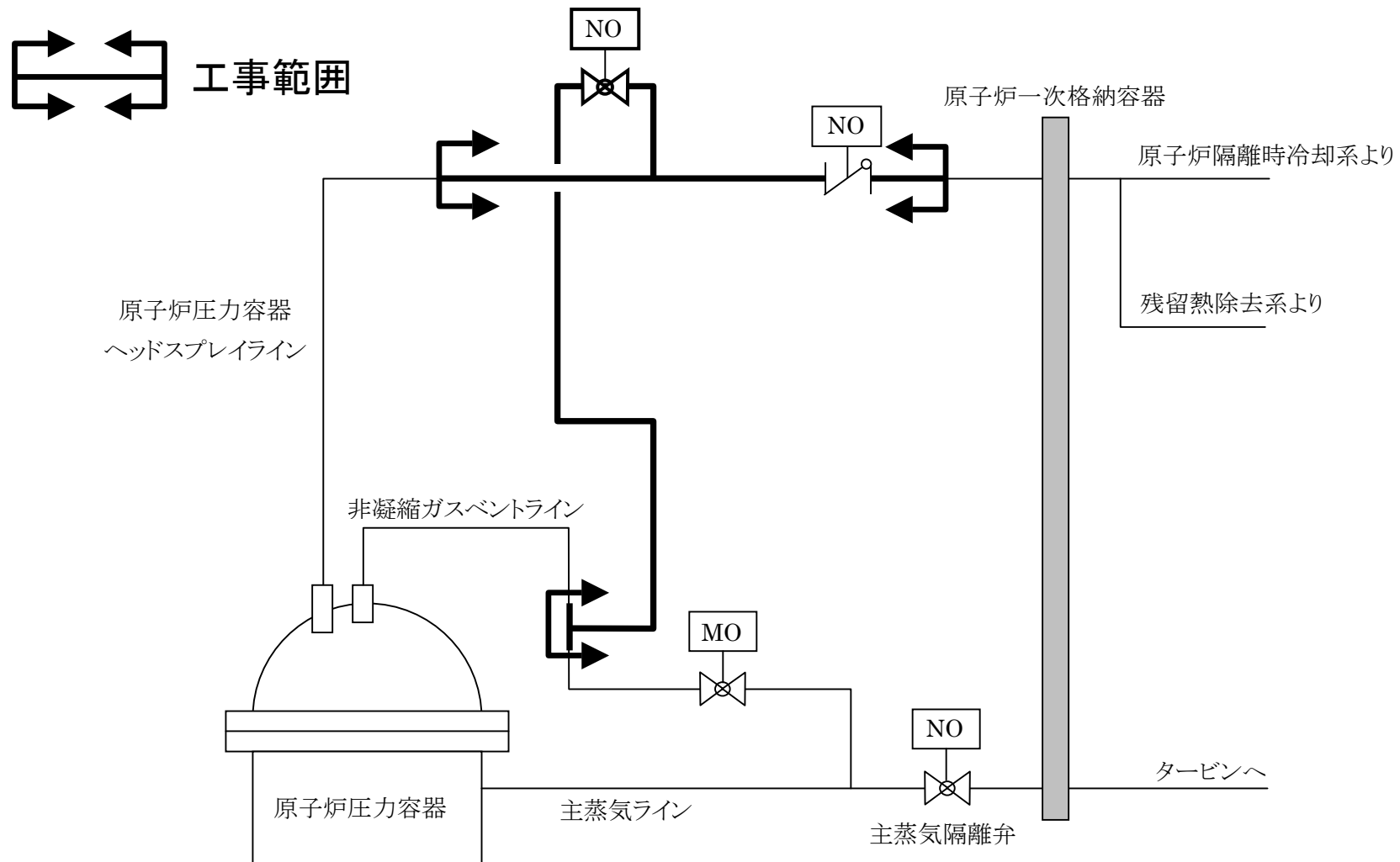
系統	部位数	炭素鋼	低合金鋼※1	部位番号	材質	公称肉厚 (mm)	必要最小 肉厚(mm)	測定値 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
復水系	81	69	12	C-CP42-070	SB450	25.4	17.69	21.2	0.73	4.7
補助蒸気系	9	8	1	AS-CP13-100	STPT42	7.1	3.80	6.4	0.07	39.8
抽気系	38	1	37	ES-CP93-010	STPA23	6.0	0.20	3.8	0.37	9.7
タービンランド蒸気系	14	9	5	TGS-CP3H2-010	A106GrB	5.5	3.00	5.6	0.14	19.0
ヒータードレン系	59	1	58	HD-CP16-030	A387Gr11	11.1	0.99	9.6	0.20	43.9
ヒーターベント系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主蒸気系※3	29	12	17	MS-CP66-180	STS410	8.7	2.40	7.0	0.31	14.6
給水系※3	16	15	1	FDW-CP26-030	STS410	27.4	13.10	21.6	0.27	31.4
原子炉隔離時冷却系	2	0	2	RC1C-CP12-080 RC1C-CP12-110	STPA23	6.4	1.41	6.2	0.03	156.2
復水脱塩系	18	18	0	CP126-080	STPG42	8.2	3.80	7.1	0.05	64.4
復水前置ろ過系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高圧炉心スプレイ系	1	1	0	LBB-HPCS-1	PT410L	15.1	10.90	13.1	0.36	6.1
合計	267	134	133							

※1:ステンレス鋼含む

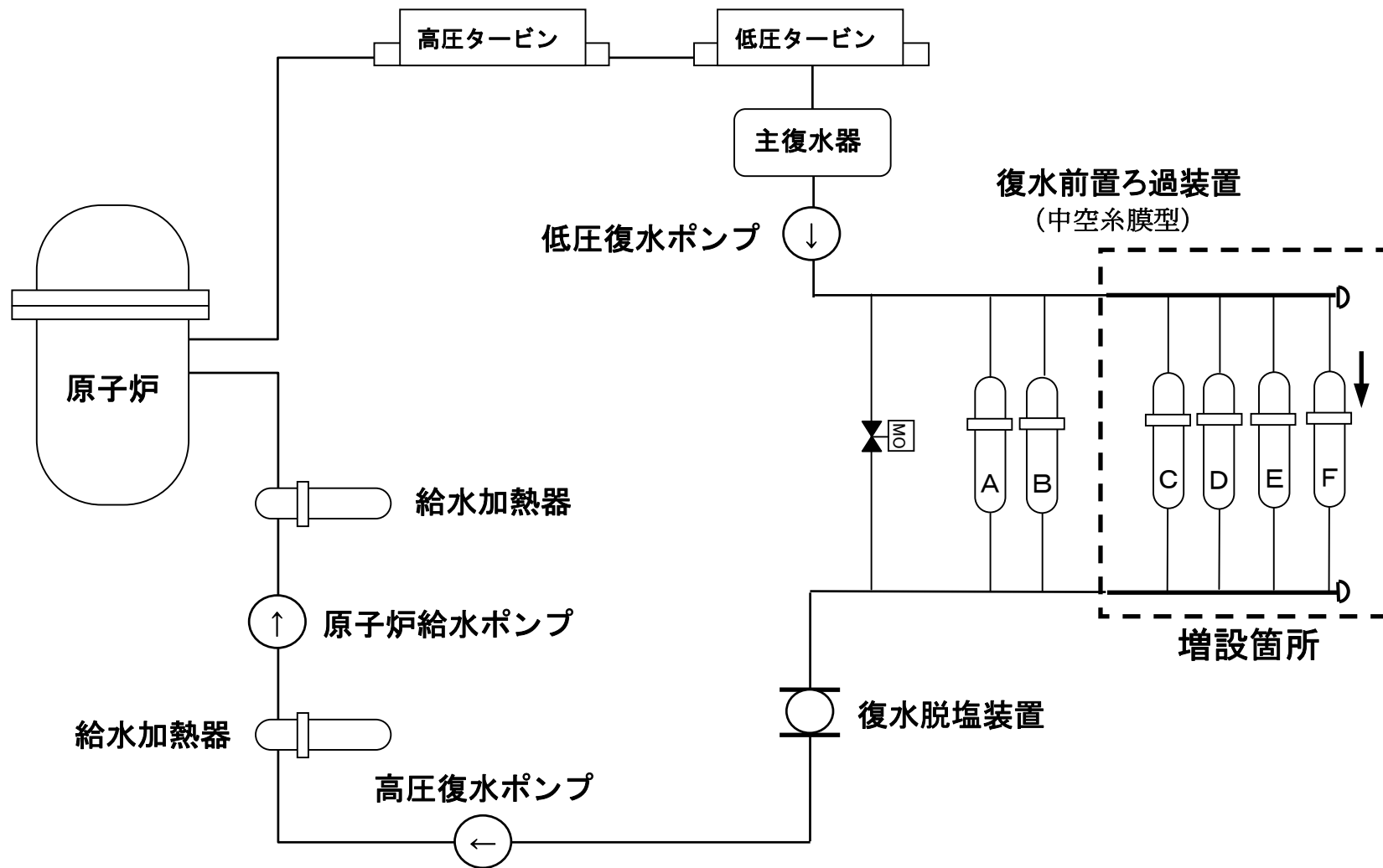
※2:IP撮影による健全部肉厚

※3:低合金鋼に炭素鋼が溶接されている部位があり、低合金鋼にカウント

## 福島第一原子力発電所6号機定期事業者検査における配管減肉測定結果



原子炉隔離時冷却系配管改造工事



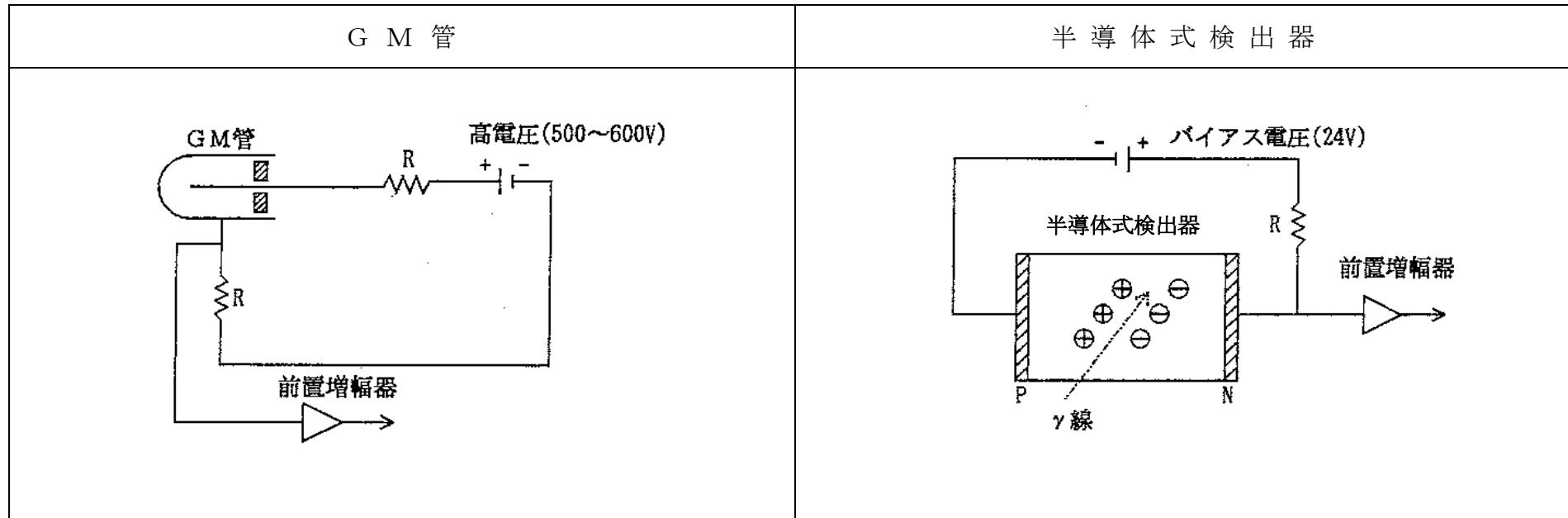
復水ろ過装置増容量工事

変 更 前						変 更 後							
工学的安全施設 起動信号の種類		検 出 器 及 び 作 動 条 件				工学的安全施設 起動信号を発信さ せない条件	工学的安全施設 起動信号の種類		検 出 器 及 び 作 動 条 件				工学的安全施設 起動信号を発信さ せない条件
		検出器 の種類	個数	工学的安全施 設起動に要す る信号の個数	設定値				検出器 の種類	個数	工学的安全施 設起動に要す る信号の個数	設定値	
主 蒸 気 隔 離 弁	復水器 真空度低	圧 力 検出器	4	2	真空度 216mmHg	主蒸気止め弁開度 90%以下, かつ原子 炉圧力 42.0kg/cm <sup>2</sup> 以下, かつ復水器真 空度低バイパスス イッチ「バイパス」 位置, かつモードス イッチ「運転」位置 以外	変更 なし	変更なし	変更 なし	変更 なし	変更なし	真空度 72.5kPa [abs] 以上	主蒸気止め弁開度 90%以下, かつ原子 炉圧力 4.11MPa*以 下, かつ復水器真空 度低バイパススイ ッチ「バイパス」位 置, かつモードスイ ッチ「運転」位置以 外

注記\* : S I 単位に換算したものである。

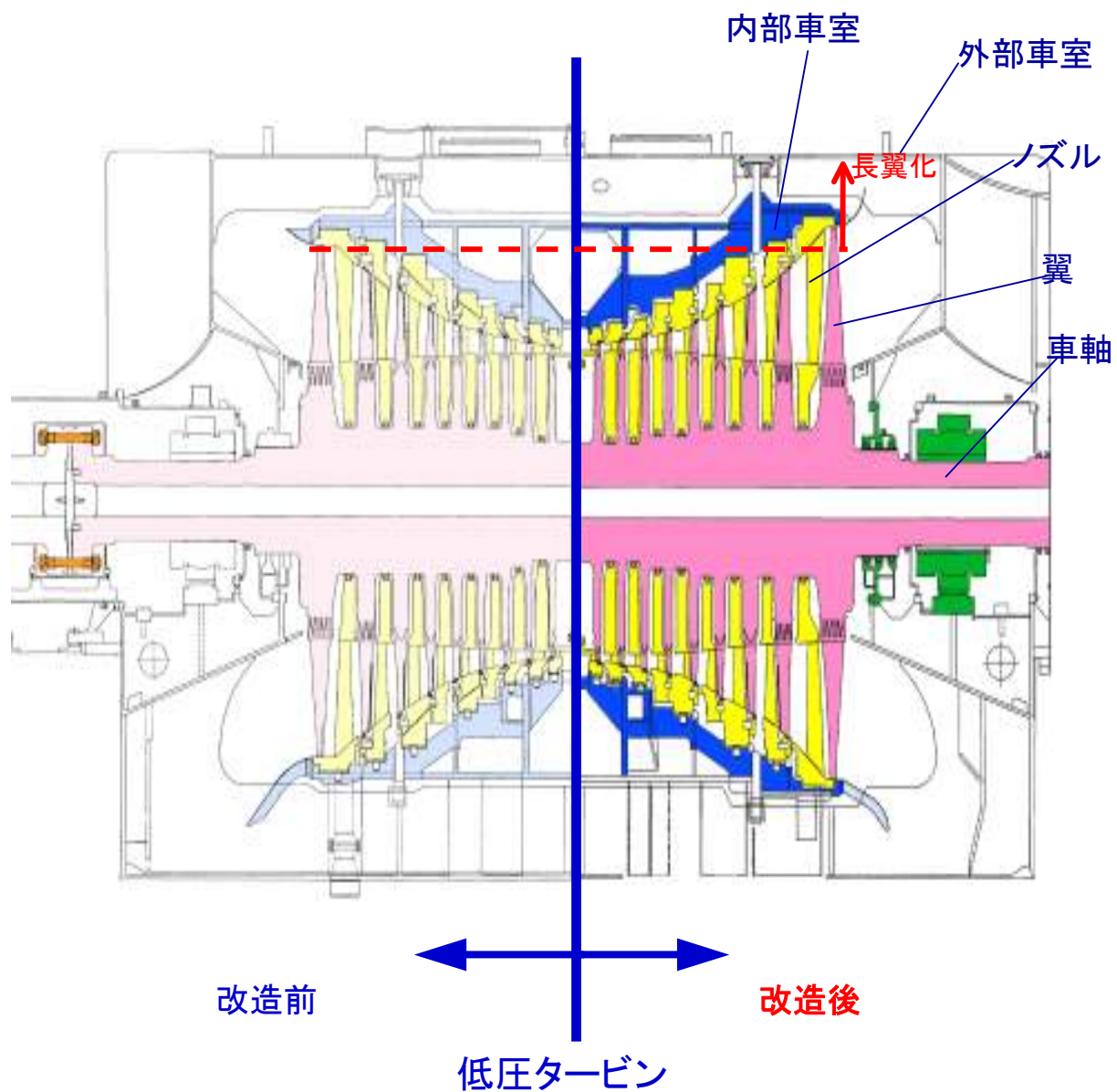
## 復水器真空度低設定値変更工事

## GM管・半導体式検出器動作原理



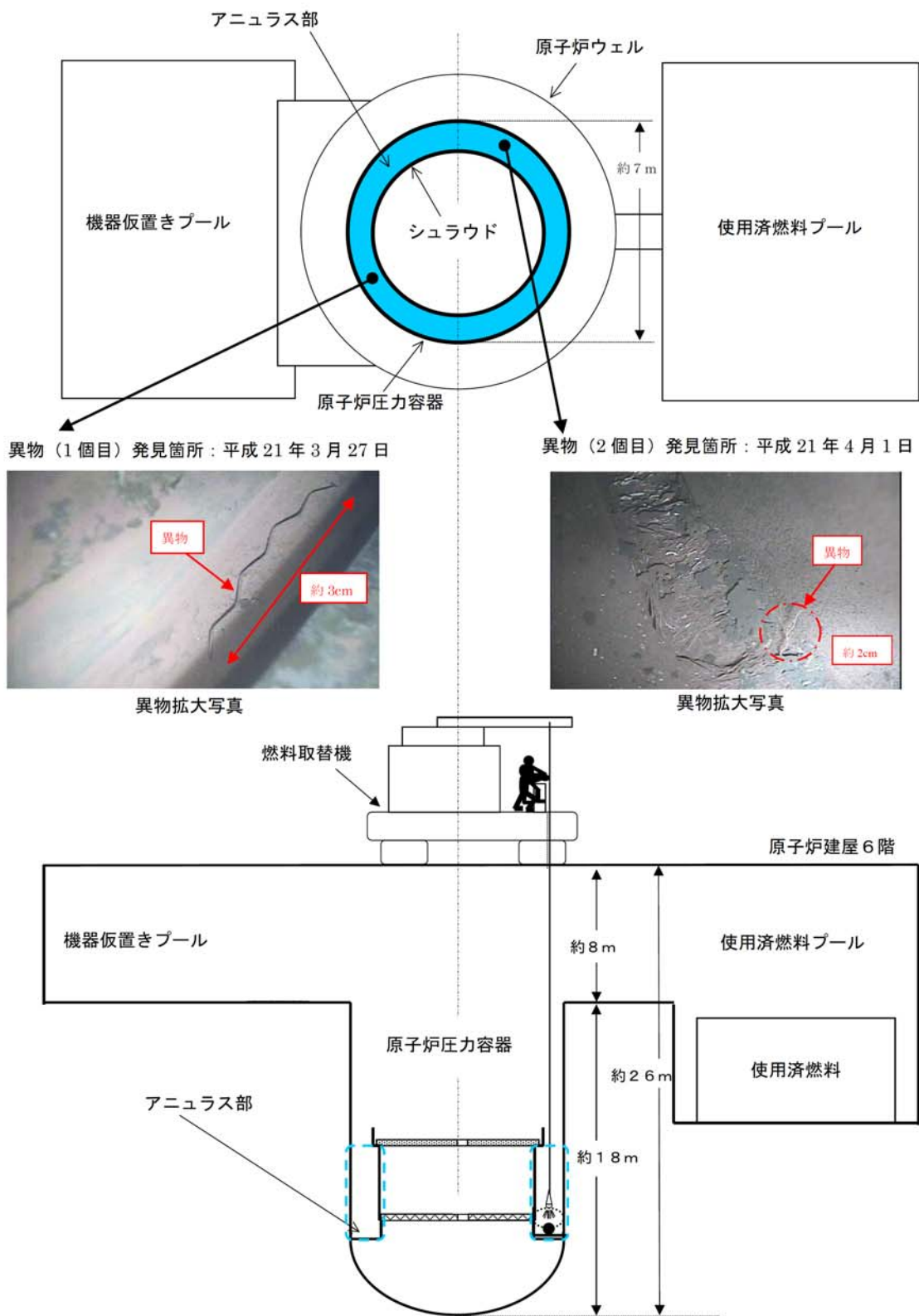
4-4-1

プロセスモニタリング設備取替工事



### 蒸気タービン取替工事





6号機原子炉内での針金らしきものの発見概略図

## 不適合処理について

平成 21 年 3 月 11 日～平成 21 年 5 月 25 日までに 6 号機で発生した不適合事象は合計 331 件(発電所全体 1,012 件) でグレード別の内訳では、

グレード	6 号機	(発電所全体)	
A s	2 件	( 5 件)	
A	2 件	( 6 件)	
B	2 件	( 15 件)	
C	36 件	( 91 件)	
D	280 件	( 853 件)	
対象外	9 件	( 42 件)	となっています。

A s の件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2009/3/27	原子炉圧力容器とシュラウドの間の点検・清掃作業において、針金らしきものが 1 本あることを水中カメラで発見したため、吸引ポンプで回収した。  (公表区分Ⅱ)
2	2009/4/1	原子炉圧力容器とシュラウド間にあるジェットポンプの点検作業を実施していたところ、針金らしきものが 1 本あることを、水中カメラで発見した。その後、原子炉圧力容器とシュラウド間(アニュラス部) 全周について、上記以外の異物がないことを確認し、当該の針金らしきもの 1 本を回収した。  (公表区分Ⅱ)

A の件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2009/3/17	原子炉建屋タンク室で作業をしていた作業員 1 名が 1 日あたり 1 ミリシーベルトを超える計画外の被ばく(1.05 ミリシーベルト)をしたため、電離放射線健康診断を受けた。  (公表区分Ⅲ)
2	2009/4/9	原子炉建屋地下 2 階で残留熱除去弁の保温材取外し作業を行っていた作業員 1 名に放射線物質の身体への付着が確認されたことから、ホールボディーカウンタで測定した結果、体内にごく微量の放射性物質が取り込まれたことが確認された。 今回の事象により体内へ取り込んだ放射性物質が体内にとどまった場合に、今後 50 年間に受ける放射線の量は約 0.003 ミリシーベルトと評価され、胸部エックス線検診 1 回分(約 0.05 ミリシーベルト)より低く、身体に影響を与えるものではない。  (公表区分Ⅲ)

Bの件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2009/3/24	高圧タービン蒸気ガイド締付ボルトの緩め作業を実施していた作業員が高圧タービン車室内に転倒し、翌日、痛みを訴えたことから、業務車にて病院へ搬送した。 (公表区分その他)
2	2009/4/22	原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気管原子炉格納容器外側隔離電動弁駆動部の点検において、当該弁駆動部に地絡の警報発生が認められたため、当該電動弁と直流回路に接続するリミットスイッチ回路の切り離しを行い復旧した。 (公表区分その他)

(参考)

不適合管理\*<sup>1</sup>については、不適合管理の基本ルールを「不適合管理マニュアル」として平成15年2月に制定し、不適合報告方法の改善等を含め不適合処理のプロセスを明確にしています。不適合管理の事象別区分は、以下のとおりとしており不適合管理委員会にて決定しています。

\* 1：不適合管理

不適合は、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

区分	事象の概要（例）
As	法令，安全協定に基づく報告事象
	プラントの性能，安全性に重大な影響を与える事象
A	国，地方自治体等へ大きな影響を与える事象
	定期検査工程へ大きな影響を与える事象
B	国の検査等で指摘を受けた事象
	運転監視の強化が必要な事象
C	品質保証の要求事項に対する軽微な事象
D	通常のメンテナンス範囲内の事象
対象外	消耗品の交換等の事象

また、公表基準については、平成14年9月以降、原子力発電所における不適切な取り扱いに対する再発防止対策の一環として、「情報公開ならびに透明性確保の徹底」について検討を重ね、平成15年11月10日に不適合事象の公表方法の見直しを発表し、11月17日より公表区分に応じた情報公開を行っていましたが、平成20年4月1日より新しい以下の公表区分に応じた情報公開を行っています。

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>*安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>*管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>